

自立生活援助

基本方針

自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

サービスの概要

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、1年間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	地域生活支援員 □ 事業所ごとに1人以上。 □ 員数の標準 利用者数が25又はその端数を増すごとに1人とする。 サービス管理責任者 □ 利用者数30人以下 1人以上。 □ 利用者数31人以上 1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。
	管理者	□ 上記の従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 □ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 □ ただし、指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立生活援助事業所の他の職務に従事し、又は当該指定自立生活援助事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
	設備等	□ 事業を行うため必要な広さの区画を有すること。 □ 就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	実施主体	□ 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助に限る。） □ 指定障害者支援施設 □ 指定相談支援事業者（一般相談、特定相談）

上記について、確認しました。

事業者名称：

代表者名称：